

博物館法の改正に伴う博物館登録について

令和4年12月9日

1 博物館法の改正

- (1) 施行期日 令和5年4月1日（公布：令和4年4月15日）
 (2) 改正内容 別紙のとおり
 (3) 登録制度

■新博物館法（登録制度の条項抜粋）

（登録の申請）

第12条 前条の登録（以下「登録」という。）を受けようとする者は、都道府県の教育委員会の定めるところにより、次に掲げる事項を記載した登録申請書を都道府県の教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 登録を受けようとする博物館の設置者の名称及び住所
 (2) 登録を受けようとする博物館の名称及び所在地
 (3) その他都道府県の教育委員会の定める事項

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 館則（博物館の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたものをいう。）の写し
 (2) 次条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類
 (3) その他都道府県の教育委員会の定める書類

（登録の審査）

第13条 都道府県の教育委員会は、登録の申請に係る博物館が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該額博物館の登録をしなければならない。

- (1) 当該申請に係る博物館の設置者が次のイ又はロに掲げる法人のいずれかに該当すること。

イ 地方公共団体又は地方独立行政法人

ロ 次に掲げる要件のいずれにも該当する法人（イに掲げる法人並びに国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。第31条第1項及び第6項において同じ。）を除く。）

- (一) 博物館を運営するために必要な経済的基礎を有すること。
 (二) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が博物館を運営するために必要な知識又は経験を有すること。
 (三) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が社会的信望を有すること。

- (2) 当該申請に係る博物館の設置者が、第19条第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと。

- (3) 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制が、第3条第1項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。

- (4) 学芸員その他の職員の配置が、第3条第1項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。

- (5) 施設及び設備が、第3条第1項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。

- (6) 1年を通じて150日以上開館すること。

2 都道府県の教育委員会が前項第3号から第5号までの基準を定めるに当たっては、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

3 都道府県の教育委員会は、登録を行うときは、あらかじめ、博物館に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

2 登録博物館の状況

登録博物館	博物館相当施設	博物館類似施設
7館 ○鳥取県立博物館 ○鳥取市歴史博物館（やまびこ館） ○鳥取市こども科学館 ○鳥取民藝美術館 ○渡辺美術館 ○倉吉博物館・倉吉歴史民俗資料館 ○米子市美術館	0館	44館 ○植田正治写真美術館 ○日南町美術館 等

3 対応方針

(1) 関係規定の整備

ア 鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例

改正後	改正前
(目的) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項に基づき、鳥取県立博物館の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項及び博物館法(昭和26年法律第285号)第18条の規定に基づき、鳥取県立博物館の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

- イ 鳥取県立博物館協議会に関する条例** → 法改正に伴う「条ずれ」の解消
ウ 博物館の登録に関する規則 → 法改正に伴う「条ずれ」の解消
エ 教育長通知 → 鳥取県教育委員会が定める博物館の登録基準について（文部科学省令を参酌して作成）

(2) 文化庁における登録基準の策定に関する基本的な考え方

ア 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制

＜博物館法第13条第1項第3号＞

- ・博物館の基本的な運営方針が定められ、公益性が確保されているか
- ・博物館資料の収集・管理の方針が定められ、目録が作成されているか
- ・博物館資料の展示や調査研究、利用者への学習機会の提供を行う体制があるか

イ 学芸員その他の職員の配置＜博物館法第13条第1項第4号＞

- ・博物館の適切なマネジメントを行う館長が置かれているか
- ・扱われる博物館資料についての専門性を持った学芸員が置かれているか
- ・博物館の職員に対する研修など能力向上の機会が確保されているか

ウ 施設及び設備＜博物館法第13条第1項第5号＞

- ・博物館資料の収集や保管等を、安定的・継続的に行う施設設備があるか
- ・防災や防犯の観点から必要な対応がなされているか
- ・使用言語や障害の有無など、多様な人々が利用できるよう対応がなされているか

(3) 登録審査の体制

- ア 県教育委員会担当所属** : 鳥取県立博物館（H31.4.1～）
イ 学識経験者の意見聴取 : 博物館協議会で審議いただきたい

趣旨

近年、博物館に求められる役割が多様化・高度化していることを踏まえ、博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、**法律の目的や博物館の事業、博物館の登録の要件等を見直す**など、これからの博物館が、その求められる役割を果たしていくための規定を整備する。

概要

I 法律の目的及び博物館の事業の見直し

- 博物館法の目的について、社会教育法に加えて文化芸術基本法の精神に基づくことを定める【第1条】。
- 博物館の事業に博物館資料のデジタル・アーカイブ化を追加するとともに、他の博物館等と連携すること、及び地域の多様な主体との連携・協力による文化観光その他の活動を図り地域の活力の向上に取り組むことを努力義務とする【第3条】。

II 博物館登録制度の見直し

博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、博物館の登録要件を見直すとともに、これに伴う登録審査の手続き等についての規定を整備する。

1. 登録要件の見直し

- 地方公共団体、一般社団法人・財団法人等に限定していた博物館の設置者要件を改め、法人類型にかかわらず登録できることとする【第2条】、設置者が博物館運営に必要な経済的基礎を有すること、社会的信望を有すること等を要件として定める【第13条第1項第1号】。
- 登録の審査に当たっては博物館資料の収集・保管・展示及び調査研究を行う体制等の基準に適合するかを審査することとし【第13条第1項第3～5号】、基準の詳細は文部科学省令を参酌して都道府県等教育委員会が定めることとする【第13条第2項】。

2. 登録審査の手続き等の見直し

- 都道府県等教育委員会は、登録を行う場合には学識経験を有する者の意見を聴かなければならないこととする【第13条第3項】。
- 登録博物館の設置者は、博物館の運営の状況について、定期的に都道府県等教育委員会に対して報告しなければならないこととし【第16条】、都道府県等教育委員会は、博物館の適正な運営を確保するため必要がある場合等において、報告徴収、勧告等を行うことができることとする【第17～19条】。

III その他の規定の整備

- 学芸員補の資格要件を短期大学士を有する者で博物館に関する科目の単位を修得したものと定める【第6条】。
- 国・都道府県等教育委員会による研修の対象に学芸員・学芸員補以外の者を含めることとする【第7条】。
- 博物館に相当する施設として指定された施設（指定施設）について、他の博物館等との連携を努力義務とする等の規定を整備する【第31条】。

IV 施行日・経過措置

施行期日：令和5年4月1日

経過措置：既に登録されている博物館は施行から5年間は登録博物館とみなす。等